

## 質問回答

平成 23 年 11 月 20 日

「ドミニカ共和国全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト」

(公告日:平成 23 年 10 月 23 日 / 公告番号:5) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書別紙 P2 成果 1 に係る活動	指示書別紙 P5(3)では研修参加者に係る国内旅費はドミニカ共和国負担となっていますが、成果 1 に関する活動で C/P が国内移動する場合の国内旅費もドミニカ共和国負担と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。CP の国内旅費はドミニカ共和国側負担です。どうしても、先方負担が厳しいとなった場合は、その時点で機構にご相談願います。
2	指示書別紙 P2 活動 2-3 自治体 ISWM 計画策定支援の指針・ガイドライン・マニュアル案	指示書では活動 2-3 は「自治体 ISWM 計画支援の指針・ガイドライン・マニュアル案」の 3 つが列記されているが、RD ではガイドラインとマニュアルの 2 つになっています。指針・ガイドラインは 1 つのものと理解してよろしいのでしょうか。	上位の政策を示すものを「指針」、より実務的な政策を含むものを「ガイドライン」、実務上のノウハウを入れたものを「マニュアル」と内容のレベルによって使い分けています。プロジェクト中の C/P との協議次第で、ネーミングは検討可能です。
3	指示書別紙 P3 活動 3-1 モデル自治体と地方自治体連合体を選定する	(注 2)に個別自治体のほかにも「地方自治体連合体」をそれぞれ 1~2 ヶ所程度を選定することとあるが、それぞれ 2 ヶ所選んだ場合、最大 4 ヶ所の地域で成果 3 に係る活動を実施することになるのでしょうか。	選定地域は少なくとも 2 つ最大で 4 つとなりますが、成果 3 の全活動内容を全ての選定地域で行う必要はないと考えています。ある対象地域で行うのが、適していない活動はその地域では行わないという判断もあり得ると考えます。
4-1	指示書別紙 P3 活動 4-1 周辺国のオブザーバー参加	活動 2-2(ToT)および活動 3-3(地方自治体向け研修)の周辺国のオブザーバー参加について、参加国数および参加人数は、どの程度を想定しているのでしょうか。	国際ワークショップのプログラムの一環として参加国、参加者にオブザーバー参加してもらうことを考えており、よって 10~15 か国、30 名程度を想定しています。

4-2		その際の受入に係る業務(航空券、ビザ、ロジ関連)および費用負担は、国際ワークショップと同様、JICA ドミニカ共和国事務所と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5-1	業務指示書別紙 P7(2)C/P の第三国研修または本邦研修	C/P の第三国研修または本邦研修は提案内容により大きく異なるため別途見積としてよろしいでしょうか。	本見積もりに含めてください。
5-2		第三国研修を企画して見積書を作成する場合、研修員受け入れ事業実施ガイドラインは本邦研修に関するガイドラインであるが、このガイドラインを適用して積算してよろしいでしょうか。	同ガイドラインでは、業務実施契約に包括する業務の対象は「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は対象外としていますが、第三国研修においては、「受入」及び「研修監理」に相当する業務も含まれます。それ以外は同ガイドラインに準じて作成してください。
6	指示書別紙 p8(4)	業務完了報告書(各年次)は、指示書別紙 p12(1) 成果品等に記載がないが、記載のあるプロジェクト業務進捗報告書もしくはプロジェクト業務完了報告書(和文)と兼ねられるでしょうか。	ご理解の通りです。記載を以下のとおり訂正します。 (誤)「業務完了報告書(各年次)」 (正)「業務進捗報告書(1年次、2年次)および業務完了報告書(3年次)」
7	指示書別紙 P13 (1) 報告書等	2年次、3年次のワークプランは、1年次に作成するワークプランを必要に応じ改訂するもの(指示書別紙 p7(1)に記載あり)と理解しました。一方、成果品として提出が求められているワークプランは、「共通仕様書の規定に基づく」とされています。共通仕様書の規定に従う場合、提出が求められるのは業務計画書なので、2・3年次はワークプランではなく業務計画書を提出するかと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、「業務計画書」の中に、先方に提示する「ワークプラン(案)」の内容が含まれます。

8	指示書別紙 P15 (3) 通訳	ドミニカ国内において事業ライセンスのない JICA 専門チームが、現地通訳等のスタッフとして、ドミニカ国内においてドミニカ人を雇用する場合、現地雇用を特例としてドミニカ共和国政府から認められているのでしょうか。	可能です。
9	指示書別紙 P15 3. 相手国の便宜供与	パイロットプロジェクトサイトの事務所についても、相手国供与と考えてよろしいでしょうか。	パイロットプロジェクトサイトは、プロジェクトオフィス設けることは想定していません。サイトがサントドミンゴから遠距離の場合で、プロジェクトオフィスがないと業務が困難な場合、先方と協議しつつ、機構に相談願います。
10	指示書別紙 5 ページ (3)研修指導者研修、地方自治体向け研修の経費  指示書別紙 10 ページ (7)自治体向け研修の開催支援	左記の研修に関しまして、指示書別紙 5 ページにはいくつかの費目をコンサルタントの見積りに含めると記載されておりますが、10 ページにはコンサルタントが研修の開催を支援すると記載されております。 どこまでをコンサルタントの見積りに含めるのかという点が少し曖昧ですので、その点に関して明確なご教示を頂ければ幸いです。	先方と協議結果を踏まえて、研修施設借り上げ費、教材準備費、資料印刷費、昼食代、技術的な観点から日本語(もしくは英語)西語の通訳、備人費用については、必要な数量を見積りに含めてください。
11	指示書別紙 15 ページ 第 3 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与 (2)執務スペース(机、椅子)の提供	執務スペースの広さ、机・椅子の個数に関しましてご教示いただければ幸いです。	5 人程度のオフィススペースが、人数分の机・椅子と一緒に準備される予定です。
12	5~6 頁 (4) 供与・携行機材の調達	最初の段落に、「本プロジェクトにおける供与機材は、車両およびデータベース管理用ソフトを想定している。」とあり、中ほどの段落には、「携行機材とするデータベース管理用ソフトは、(後略)」とあります。	供与機材、携行機材については、以下のとおりです。 1) 車両は、「供与機材」となります。 2) 管理用ソフトは「携行機材」としての調達では

		<p>1)車両は供与機材であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2)データベース管理用ソフトは、供与機材、携行機材のどちらになるでしょうか。</p> <p>また、車両について、「車両は、(中略)、JICA ドミニカ共和国事務所にて調達を行う」 「燃料費はコンサルタント契約の見積もり含めること」とありますが、</p> <p>1)車両の調達時期(使用開始可能時期)はいつ頃になる予定でしょうか。</p> <p>2)想定される車両のタイプ・大きさはどのようなものでしょうか。</p> <p>3)供与車両以外の車両の借上は認められるのでしょうか。</p> <p>4)想定されている年間走行距離をご教示ください</p> <p>5)想定されている燃費および燃料の種類をご教示ください</p> <p>6)燃料費以外油脂類、消耗品の交換等メンテナンス費用の取り扱いをご教示ください</p> <p>7)いかなる原因の事故であっても対人対物賠償責任はドミニカ側にありコンサルタント側には一切の賠償責任は発生しないもとと考えてよろしいでしょうか</p> <p>8)「運転手は C/P」の負担とありますがオーバータイムも含めて一切の費用は C/P の負担と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>9)車両の維持・保全・保管は C/P 側の負担と考えてよろしいでしょうか</p>	<p>なく、先方実施機関等に譲渡する「供与機材」に訂正します。</p> <p>車両については、以下のとおりです。</p> <p>1) コンサルタントの派遣開始時期に合わせて、使用開始できるよう調達準備を進めています。免税手続き、登録等に2か月以上かかりますので、開始時期に間に合わない場合、車両借り上げ費として精算可能な措置を対応します。</p> <p>2) 四駆車で、7人乗りを予定しています。</p> <p>3) 移動等に追加車両の必要性がある場合は、認められますので、必要と判断する場合には見積もりに含めてください。</p> <p>4) 日々のサントドミンゴ市内の移動に加え、パイロットサイトへの移動距離を想定して、見積もりしてください。見積もり概算時には、パイロットサイトを4都市と想定し、そのうち一都市は詳細計画策定調査でワークショップを行ったモカ市、その他のサイトは3都市でそれぞれドミニカ共和国西部1都市、東部1都市、北部1都市の想定で、計算して下さい。</p> <p>5) 燃費:6km/L、燃料:ガソリンとお考え下さい。</p> <p>6) 「車両関連費」に計上してください。</p> <p>7) コンサルタントにて業務期間中は自動車保険に加入してください。費用は「車両関連費」に</p>
--	--	--	---

			<p>計上してください。</p> <p>8) 環境天然資源省の他部署と共有の運転手であるため、事前に計画的に運転手を手配する必要があります。どうしてもプロジェクトで専有の運転手備上費の負担が必要と判断される場合は、その時点で弊機構に相談願います。</p> <p>9) 車両購入時に3年間10kmのメンテナンス保証がつくため、プロジェクト期間中は基本的に不要と考えています。駐車場はC/P機関庁舎の駐車場を使用可能です。</p>
13	5~6頁 (4) 供与・携行機材の調達	<p>「汎用性があり普及が容易な ArcGIS 等を想定しており、」とありますが、</p> <p>1) 想定されるライセンス数をご教示ください。</p> <p>2) GISソフトウェアを利用するためのハードウェア(パソコン、プリンター)C/P側で準備済みで、専門家チームが独占的に利用できるものであると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>3) コピー機並びにプリンターは C/P が所有しており専門家チームが無償で自由に利用できるものと解釈してよろしいでしょうか</p>	<p>1) 各パイロット候補都市に1ライセンスずつ+環境天然資源省に供与を想定しており、従って3~5ライセンスを想定しています。</p> <p>2) GIS は他部署が所管しており、専門家チームが使用するには事前の申請が必要となります。すなわち専門家チームの専有ではありません。</p> <p>3) C/P 機関はコピー機、プリンターを所有しており、専門家チームも無料で使用できますが、プロジェクト専有ではありません。</p>
14	8頁 (4) プロGRESS・レポート	<p>プロGRESS・レポート(西文)を作成し・・・とありますが、プロGRESS・レポートとは、12頁の7.成果品等に示されている「プロジェクト業務進捗報告書」と同じものであると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
15	10頁 (8) 本省・県支所・自治体の情報ラインシス	<p>「現在、・・・地理情報システム(GIS)データを用いて、・・・データベースとして管理し、」とあります一方で、「プロジェクトでは、コンサルタントは、C/P、県支所や各自治体との連携</p>	<p>2)を意図しています。</p>

	<p>テムの設計</p>	<p>したデータベースの構築、データ更新方法、戦略的な広域連携に有効な分析方法を指導する。」とあります。          ここで質問ですが、指示書の意図するところは、          1)「プロジェクトでは、…」以降で言うデータベースとはGISのためのデータベースであり、これを構築する。          2)オープンダンピングサイトに係るGISデータベースは環境天然資源省が既に管理している。なので、プロジェクトでは廃棄物管理情報データベースを構築する。          或いは、          3)オープンダンピングサイトに係るGISデータベースと廃棄物管理情報データベースの双方を構築する。          のいずれでしょうか。</p>	
<p>16</p>	<p>12～13頁          7.成果品          並びに 15頁 業務工程(第3年次)</p>	<p>第二年次 ワーク・プランの提出時期が2014年5月中旬とありますが2015年5月中旬としてよろしいでしょうか          プロジェクト業務進捗報告書の提出時期が2015年2月中旬とありますが2016年2月中旬としてよろしいでしょうか</p> <p>第三年次          ワーク・プランの提出時期が2015年5月中旬とありますが下記の理由により2016年9月初旬とし、          プロジェクト業務完了報告書の提出時期は2016年1月上旬とあるものを2017年1月:下旬とすることが適当と判断されますが、変更は可能でしょうか。</p> <p>2012年5月に実施された国政選挙では前政権と同じ現政権(PLD)勝利したものの、大統領交代に伴う各大臣の交代とそれに伴う中央官庁の人事異動があり、中央官庁が新政</p>	<p>下記の通り、訂正します。          【第二年次】          ワーク・プランの提出時期:2015年5月中旬          プロジェクト業務進捗報告書:2016年2月中旬          【第三年次】          ワーク・プラン:2016年5月中旬          プロジェクト業務完了報告書:2017年1月上旬</p> <p>ご提案の第三年次のワークプランの説明・協議を2016年9月にする案については、プロジェクト終了の4か月前となりますので、遅すぎると思われる。          従いまして、今のところは、2016年5月上旬を想定しています。現地入り後、2016年の総選挙の</p>

		<p>権下で稼働を開始したのは8月下旬であった。</p> <p>また、2012年の選挙は大統領・国会議員といった国政レベルのみのものであったのに対して2016年5月に実施される選挙は大統領・国会議員並びに市長、市議会議員を含む文字通りの「総選挙」である。</p> <p>選挙は2010年に法律が改定されそれまで、国政レベルと自治体レベルの選挙の実施時期はそれぞれ2年ずれて実施されていたものが今回は同時に実施されることとなった。そのため、2010年の市長選挙では特例として従来4年であった任期が6年となった。このことはドミニカ共和国初の試みでありその結果どのような状況が発生するか予想がたいものがある。</p> <p>そのため、政権交代が終了し少なくともC/P機関である中央官庁(環境天然資源省)にて正常な業務が開始されると想定される時期(2012年の例では9月)にワーク・プランの説明・協議を行いそれを受けて第三年次の活動を行うことがプロジェクトの効果をより高めるものと判断される。</p>	<p>スケジュールが明確に判明次第、適宜、弊機構と協議のうえ、調整は可能です。</p>
17	署名済みR/DのPDMおよび並びに業務指示書2頁(4)活動の概要【成果1に係る活動】	<p>POのActivityの「1. Ministry of Environment and Natural Resources clarifies the roles of Ministry of Environment and Natural Resources and its provincial office, municipalities, and other Collaborating Agencies.」に「1-4. Make the data base of existing solid waste management in the country.」とありますが、PDMには「1-4. Make the data base of existing solid waste management in the country.」という項目がありません。また、業務指示書2頁(4)活動の概要【成果1に係る活動】に</p>	<p>PDMを優先して、POの1-4の表記はなしとご理解ください。</p>

		<p>も「1-4. Make the data base of existing solid waste management in the country.」に該当する記述がありません。</p> <p>POの「1-4. Make the data base of existing solid waste management in the country.」は誤記であり、この活動は不要である解釈してよろしいでしょうか。</p>	
--	--	--	--

以上